

令和 8 年 10 月 2 日

東京医療福祉専門学校
校長 殿村 康一 殿

学校関係者評価委員会
委員長 近 藤 昌 之

学校関係者評価委員会報告

令和 7 年度学校関係者評価について、下記の通り評価結果を報告します。

記

1. 学校関係者評価委員

- ① 近藤 昌之 （株式会社シー・エム・シー 代表取締役社主）
- ② 藤井 剛寛 （株式会社 F.C.C 代表取締役社長）
- ③ 浅谷 健介 （学校法人浪越学園 日本指圧専門学校 学校長）
- ④ 橋元 壯太 （有限会社ジョイフル 代表取締役）
- ⑤ 奥 優二 （株式会社久庵 院長）

2. 学校関係者評価委員会の開催状況

- ① 開催日 令和 8 年 9 月 25 日（金） 13:30～16:00
- ② 会 場 鉄鋼会館 8 階 805 号室（東京都中央区日本橋茅場町 3-2-10）
- ③ 学校側参加者：

殿村校長、芳野副校長、湯浅先生（本科学科長）、高山先生（専科学科長）伊藤先生（柔整科学科長）、大内先生（教員養成科学科長）、行木事務長、石岡係長、坂口（書記）

3. 学校関係者評価委員会報告 別紙のとおり

以上

別 紙

1. 開会

- ・ 司会（行木事務長）より開会が宣言され、委員への感謝が述べられた。
 - ・ 配付資料（令和 7 年度事業報告書、自己評価報告書、学校パンフレット、募集要項、各種パンフレット、規則集、資料集等）の確認が行われた。
 - ・ 議事録作成のための録音を行う旨、告知された。
-

2. 委員長選任・挨拶

- ・ 司会より、当委員会の委員長として近藤先生が推薦され、満場一致で承認された。
-

3. 制度改正と第三者評価への対応

- ・ 殿村校長および芳野副校長は、学校教育法改正を背景に、専門学校にも大学と同様の教育の質保証、単位制、情報公開、自己点検・自己評価がより強く求められる状況を説明した。
 - ・ 学校教育法の一部改正に伴い、自己点検・自己評価の様式と評価基準が変更されたことを共有した。新様式では、教育の質保証、職業教育のマネジメント、財政・運営基盤、情報公表等がより重視されると説明された。
 - ・ 専門課程は単位制への移行が明確化され、当校は必要な最低単位の基準を前年度時点で満たしているとの説明があった。
 - ・ 教員養成科は、令和 8 年 4 月 1 日から高度専門士の称号を与える専攻科として認可・運用されている。あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の課程等を修了後、連続して教員養成科の後期課程へ進む場合の大学院入学資格に関する説明があった。
 - ・ 自己点検・自己評価に加え、外部による第三者評価への対応が求められる見通しであり、当校は第三者評価受審に向けた準備を進めている。受審時期は令和 9 年または令和 10 年頃が想定されるが、確定していないことが共有された。
 - ・ 第三者評価では、PDCA の実施状況だけでなく、規程、記録、根拠資料等のエビデンスが重視されるとの認識を共有した。
-

4. 議事（自己点検・評価報告書に基づく審議）

【教育目標と本年度の重点目標の評価】

令和 7 年度重点目標と入学者募集

- ・ 重点目標は、入学者充足率 80%以上、国家試験合格率 80%以上、質の高い教育を目指す学校運営および情報公開の実施の 3 点とされた。

- 令和7年度の入学者充足率は、鍼灸あん摩マッサージ指圧科100%、鍼灸科86%、柔道整復科43%、教員養成科臨床専攻課程96%であり、学校全体では約79%となったことが報告された。
- 校長は、令和8年度もおおむね同程度の入学状況であると報告し、募集状況を維持・改善する必要性を述べた。鍼灸科の募集改善には、土曜授業を廃止して週5日制にし、授業時間を調整したことが学生にとっての魅力につながった可能性が示された。

国家試験と教育訓練給付金の制約

- 国家試験合格率は、あん摩マッサージ指圧師100%、はり師65%、きゅう師75%、柔道整復師100%と報告された。
- はり師・きゅう師は受験者数が少なく、1名の不合格が率に大きく影響する点が説明された。
- また、教育訓練給付金の対象校であり続けることが募集面で重要である一方、給付金制度上の受験率・卒業率等の要件との両立が難しいとの認識が共有された。給付金利用者は学校全体で24%、鍼灸あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師課程で約34%、鍼灸科で約27%、柔道整復科で45%と説明された。

基準1：教育理念・目的・目標と職業教育のマネジメント

1. 柔道整復科の制度課題

- 藤井氏は、柔道整復師が開業するには資格取得後に3年の実務経験を要するため、3年課程と合わせて実質6年となることが社会人入学者の障壁になっていると指摘した。
- 他資格保有者や鍼灸師として開業している者等に対し、講習受講などを条件とした実務経験の減免制度を設けるべきであり、学校協会、業界団体、試験財団等が連携して制度提案を進めるよう要請した。
- 出席者からは、年数の問題に加え、柔道整復業界の魅力の打ち出し方や業界団体との課題共有も必要との意見があった。

基準2：教育課程、教育の実施、学修成果

1. 教育課程・卒業認定・情報公開の整備

- 学校は、教育理念・目的・目標の整理、学科別目標の明確化、卒業認定方針、教育課程編成委員会、カリキュラム体系、シラバス配布、成績評価・履修指導の証拠資料等が十分に整備されていない項目を自己評価「2」とした。
- 指定規則に沿った授業運営や教材選定は実施しているが、第三者評価に備え、規程・細則・会議記録・相談記録等をより具体的に残す必要があると説明された。
- 学生・社会のニーズに応じ、美容、スポーツ、実技重視等の科目の可能性も今後の検討対象として示された。

基準 3：学生の受入れ、学生支援

1. 同窓会（常陽会）の役割と活性化

- 藤井委員は、常陽会が十分に機能しているように見えないとして、若い卒業生を含む運営体制への移行や学校への還元を検討する必要性を提起した。
- 学校側は、常陽会への加入は任意であり、活動を担う卒業生・学内教員の確保が難しいと説明した。一方で、フォローアップセミナーは1回2,000円程度で受講でき、各講座に約10人前後の参加者がいるなど、卒業生支援として一定の利用実績があると報告した。
- 奥委員は、吉田流やトレーナー活動等、同校ならではの独自性ある内容を示せば卒業生の参加意欲向上につながるとの見解を述べた。

2. 学生の受入・支援

- 入学者受入れはアドミッションポリシーに基づき、ホームページ、募集要項、個別相談等で方針を示して選考している。アドミッションポリシーは設定済みだが、内容をより詳細化する必要があることが説明された。
- 教員養成科では、国家試験不合格者等が生じる可能性を踏まえ、定員を上回って受け入れる場合がある。最終的には定員との調整が取れているとの説明があったが、定員管理は課題として認識された。
- 留年生・休学者については個別事情を考慮して対応している。退学・留年・退学希望者に関する判断は上位会議へ報告して行っている。
- 障がいのある学生への対応では、技術実習の性質上、視覚障害がある場合に難しい実習があるため、事前説明を行い、可能な範囲で配慮している。
- 外国人留学生は年1名または2名程度であり、ビザ申請や文部科学省調査への対応を行っている。
- 経済的支援として、文部科学省の外国人向け奨学金、専門実践教育訓練給付金、東京都の就学支援制度、学校独自の学費減免制度等を案内している。必要に応じて一時的な資金手段の案内も行っている。
- 就学支援制度に関する案内には過不足があり、現状評価は「3に近い2」とされた。教職員全体が制度を把握し、困っている学生を適切な担当者につなぐ体制が必要とされた。
- 学生相談は担任を基本としつつ、担任と合わない場合には別の教員も対応できる体制としている。心身の相談については外部専門業者へ委託し、24時間の電話・メール相談、医師・心理職による助言、必要時の医療機関受診勧奨を行っている。
- 学生健康診断は年1回実施している。針刺し事故等に備え、提携病院との連携体制を整えており、B型肝炎への早期対応を想定している。

- 学生生活支援では、担任以外への相談を含む全学年的な支援の仕組みと、学校保健計画の整理が不足しているため、「3に近い2」とされた。
 - 入学前教育は実施しているが、参加できない学生もあり、参加率向上が課題とされた。成績不振者には個別面談・三者面談を行っているが、学生や保護者の本音・状況を把握しきれない難しさがある。
 - ゼミ・研究会は設置しているが、活動していないものもある。今後は活動状況を把握し、情報開示の観点から件数等を報告できるようにする必要がある。
 - 課外活動・ボランティアは、学生の就学、アルバイト等との両立が難しく、全員参加は困難である。八丁堀町内会での協力機会は案内しているが、参加は可能な範囲にとどまる。
 - 学習不振の早期発見、学生実態の把握、支援フローの仕組み化および文書化が第三者評価への対応上の課題とされた。
-

基準 4：教員・教育実施組織

- 教員配置は、医療職種に関する法規、指定規則、ガイドラインに基づいて行い、退職者が出た場合は補充している。教員養成科についても行政対応や採用条件において大きな支障はなく、当該項目は「3」とする見解が示された。
 - 学科ごとに必要人数を配置し、担任を基本として教科の分担表を作成している。運営協議会を中心に学科間の情報共有と決定事項の周知を行っている。
 - 責任体制・役割分担・連携体制について、分担表だけでなく、より細かい規程・資料による明文化が必要とされた。特に教務と事務の連携方法を整理することが課題である。
 - FD 研修は毎年実施し、SD も含めて対応している。学生アンケートのフィードバック、研究・研修費用の補助、研修参加者の報告書回覧も行っている。
 - 授業日数が多く、研修参加の可否に教員間の差が生じることが課題とされた。評価上は、FD・SD の企画、担当、運用、参加状況、評価等を資料として示す必要がある。
 - 小規模組織として、委員会や分科会を含めた運用の仕組みを工夫する必要があるとの認識が示された。
 - 事務局については、就学支援制度・給付制度等の変更を職員が把握し、教員・学生からの照会に円滑に対応できる SD およびキャリア・スキル向上の仕組みが必要とされた。
-

基準 5：教育環境

- 専門学校設置基準、医療法上のガイドライン、指定規則に基づく備品を整備している。全館 WiFi を備え、Google ドライブへアクセスできる学習環境を提供している。
- 学生は授業後、教室使用願の提出により教室を利用できる。施設・設備は業者による

点検整備を実施している。

- 建物は 20 年を超えており、修繕・更新が必要な箇所がある。一方で、更新は資金状況を踏まえて進める必要がある。
- 校舎・物品の点検整備表および配置・保有状況を確認できる一覧が未整備であるため、教育環境は「2」と評価された。
- 消防計画や防火防災管理のルールは整理されているが、学校保健安全法に基づく学校安全計画が未策定であるため、評価を下げる要因とされた。
- 令和 7 年度は防災訓練を実施できなかったが、令和 8 年度は実施した。今後も教職員・学生を動員し、消防計画に基づく防災訓練・防火訓練を実施していく意向が示された。

基準 6：教育活動の基盤と情報の公表

- 学校全体の中期事業計画は策定されていない。一方、法人側には中長期の費用に関する考え方があるとの説明があった。
- 事業計画がないまま財務面が先行していることは課題とされ、学校として中期事業計画を早期に策定する必要があるとされた。
- 法人全体の収支差額はマイナスである一方、東京医療福祉専門学校は定員充足が少しずつ進み、回復傾向にあるとの説明があった。
- 令和 7 年度の教育活動収支差額は 1 億 7,217 万 9,596 円のマイナス、基本金組入れ前の当年度収支差額は 2 億 1,571 万 3,715 円のマイナスと説明された。令和 6 年度は基本金組入れ前の当年度収支差額が 3,000 万円のプラスだった。
- 財務情報を含む事業報告は学校ホームページに掲載しており、情報公表については一定程度対応できているとの認識が示された。
- 自己点検・自己評価、学校関係者委員会・評議員への報告、企業・関係各所への情報発信を通じ、学校の強みと不足点への理解を得る必要があるとされた。

その他の意見

- 委員から、生成 AI に「鍼灸学校どこがいい」と質問した際、東京医療福祉専門学校について「午前中に通い、午後の時間も確保したい人」との回答が示されたとの共有があった。
- 委員は、学校の伝統や特色が生成 AI の回答に十分反映されていない可能性を指摘し、SNS だけでなく生成 AI 検索も見据えた情報発信の改善を検討すべきと提案した。
- 学校側は、ChatGPT、Gemini、Copilot 等が Web 上の文言を拾う可能性を認識しており、情報発信の整備が必要との認識を示した。一方で、対応には時間を要する見通しとされた。
- 学生募集は継続的な課題であり、収入にも直結するため、募集の「イン」と「アウト

ト」を確認しながら改善を進め、取組が見える形にしていく必要があるとの意見が出された。

5. 閉会

- 委員各位からの評価と意見に対し感謝が述べられ、次年度に向けた学校運営への継続的な協力を依頼し、閉会した。
-

以上